

令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査した結果について別紙のとおり意見を提出します。

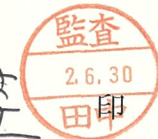
令和 2 年 6 月 30 日

公立甲賀病院組合

管理者 谷畑 英吾 様

公立甲賀病院組合

監査委員 田中暢太 氏



監査委員 小林 義典 氏



記

審査日 令和 2 (2020) 年 6 月 30 日 (火)

審査対象 令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算

審査方法 審査にあたっては、本組合監査基準に基づき管理者から提出された令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び基金の運用状況を示す書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳等と照合を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施しました。

審査の結果 審査に付された令和元年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であると認めました。また、予算の執行状況及び決算の内容についても、適正であると認めました。

今年度は公立甲賀病院が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、公立甲賀病院組合と地方独立行政法人公立甲賀病院の組織が明確に分離され、本一般会計の予算規模や現金の流れが大きく変化しました。年度当初は、病院組合と法人間における事務処理等のルールが不明確な部分があり、四半期ごとの定期監査の中で、内部統制の観点から両者間の事務処理ルールの明確化を求めてまいりました。その結果、お願いした項目は全て期間内に解決され、両者間における事務処理等のルールは改善されたと認めました。

主な項目を具体的に挙げますと、次のとおりです。

- ① 病院が保有する個人情報へのアクセス方法を適正化すること
- ② 病院が所有する固定資産等の使用に関する費用負担を明確化すること
- ③ 病院が保管する金券や事務用品等を使用した場合の証憑も含めた費用の遣り取りを明確化すること

④ 組合業務を担当する病院職員に対する指揮命令に関する根拠を明確化すること など

今後の監査の進め方 これまでは、財務監査を中心に進めてきましたが、令和2年度より監査基準が制定され、監査の内容が、

①財務監査、②行政監査、③決算審査、④例月出納検査、⑤基金運用審査と、明確になりました。

年間を通してのスケジュールは、添付のとおりで、特に、例月出納検査につきましては、従来は四半期ごとでしたが、日常の入出金にかかわるということもあって、毎月実施します。

また、行政監査につきましては、日常の業務遂行状況を、主として内部統制やコンプライアンスの観点から、組合の業務遂行の基本となります例規集を参考に、四半期ごとに実施します。